

用 語 の 定 義

- 1 「**独身者**」、「**独身だった者**」または「**独身の者**」とは、「配偶者なし」と回答した者をいい、未婚、離別、死別は区別していない。また、「子どもあり」の者も含まれる。
- 2 「**既婚者**」、「**配偶者あり**」、「**結婚した**」、「**結婚していた者**」及び「**夫婦**」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない者を含む。
- 3 「**既卒**」とは、最終学歴が「卒業」となっていることをいう。
- 4 「**仕事あり**」とは、調査日現在、所得を伴う仕事（学生アルバイトも含む。）についていることをいう。また、調査日現在、仕事についているが、休業中（育児休業、介護休業）である場合も含む。
- 5 「**就業形態**」のうち、「正規の職員・従業員」、「アルバイト」、「パート」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」は勤め先における呼称に基づいている。
- 6 「**正規**」及び「**非正規**」とは、「就業形態」が、正規の職員・従業員を「正規」といい、アルバイト、パート、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他を「非正規」という。
- 7 就業状況の変化とは、調査時点をA時点、B時点（A時点<B時点）としたときの、仕事の有無及び就業形態について比較したものであり、次の変化の状況をいう。

同一就業継続	……	A時点、B時点において、勤め先、及び就業形態が変わっていないこと、また、自ら行っている事業が変わっていないことをいう。
転 職	……	B時点で、A時点とは勤め先または就業形態の異なっていることをいう。
新 規 就 業	……	A時点で仕事なし、B時点で仕事ありのことをいう。
離 職	……	A時点で仕事あり、B時点で仕事なしのことをいう。
無 職 継 続	……	A時点で仕事なし、B時点で仕事なしのことをいう。
- 8 「**一日当たりの仕事時間**」とは、一週間の就業時間を一週間の就業日数で割った時間と、往復の通勤時間を足したものである。
- 9 「**育児休業制度の状況**」とは、勤め先の会社等において、自分の就業形態で利用可能な育児休業制度があるかどうか、ある場合は、有給か無給か、また、利用にあたっての雰囲気はどうかを質問したものである。
- 10 「**仕事と子育ての両立のための制度等の状況**」とは、勤め先の会社等において、自分の就業形態で利用可能な制度があるかどうか、ある場合は、有給か無給か、また、利用に当たっての雰囲気はどうかを質問したものである。

- 11 「**親と同居している**」とは、自分または配偶者の父母（夫婦の場合は、夫又は妻の父母のうち）いずれか1人でも同居している場合をいう。
- 12 「**家事・育児時間**」とは、一日の中で家事や育児に何時間くらい費やしているかを、平日と休日に分けて質問したものである。
- 13 「**保育サービス等の利用状況**」とは、小学校入学前の子どもが複数いる場合には、いずれかの子どもが利用している保育サービス等を計上している。
- 14 「**親の子育て支援の有無**」とは、夫や妻の父又は母が平日の日中に小学校入学前の子どもの世話をしているかどうかをいう。
- 15 子ども数の「**子どもなし**」とは、「子ども」欄に記入がなかった者をいう。
- 16 この11年間の出生の状況、この12年間の出生の状況の「**出生あり**」には、夫、妻双方から回答を得る以前の出生を含まない。
- 17 「**家庭観**」とは、第1回、第5回、第9回調査において、「世帯の収入」「家事」「育児」について、「夫妻のいずれが責任をもつ家庭を築きたいと思いますか。」と質問したものである。
- 18 「**結婚意欲**」とは、第1回、第4回、第5回、第7回、第9回、第10回調査において「今後、結婚したいと思いますか。」と質問したものである。
- 19 「**結婚後の就業継続意欲**」とは、第1回、第4回、第7回、第10回調査において、「結婚した後も現在の仕事を続けますか。」と質問したものである。
- 20 「**子どもをもつ意欲**」とは、第1回、第4回、第5回、第7回、第9回、第10回調査において「子どもが（すでに子どもがいる場合は、もう1人）欲しいと思いますか。」と質問したものである。
- 21 「**出産後の就業継続意欲**」とは、第1回、第4回、第7回、第8回、第9回、第10回、第11回、第12回、第13回調査において、「出産した後も現在の仕事を続けますか。」と質問したものである。
- 22 「**希望子ども数**」とは、（すでにいる子どもを含めて）全部で何人の子どもが欲しいかを把握したものである。
- 23 「**所得額**」は、第3回では平成15年分を、第4回では平成16年分を、第5回では平成17年分を、第6回では平成18年分を、第7回では平成19年分を、第8回では平成20年分を、第9回では平成21年分を、第10回では平成22年分を、第11回では平成23年分を、第12回では平成24年分を、第13回では平成25年分を把握したものである。

24 「**子ども観**」とは、第1回、第5回、第9回、第12回調査において、子どもをもつことに関する考え方を質問したものである。

25 「**職業観**」とは、第2回、第5回、第8回、第11回、第13回調査において、働くことに関する考え方を質問したものである。